デジタル複合機のリースに係る一般競争入札を実施するので、福井県職業能力開発協会財務規則第２７条の規定により次のとおり公告する。

令和７年１１月１０日

１　一般競争入札に付する事項

（１）リース物件の名称および数量　　デジタル複合機　１台

（２）リース物件の仕様等　　福井県職業能力開発協会　入札説明書およびデジタル複合機の仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

（３）契約期間　　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで（６０か月）

（４）納入場所　　福井県福井市松本３丁目１６番１０号　福井県職員会館ビル　４階

２　入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者でないこと。

（２）この入札に関する業務を履行する能力を有すると認められる者であること。

（３）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ　役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

３　入札説明書等の交付に関する事項

（１）入札説明書等は、当会ホームページで公開する。

（２）この入札に関する問合せ先

〒９１０－０００３　福井県福井市松本３丁目１６番１０号

福井県職業能力開発協会　総務課　　電話０７７６－２７－６３６０

４　入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に必要書類を添えて次のとおり提出し、確認を受けなければならない。

（１）提出期限

令和７年１１月２５日（火）１０時から令和７年１１月２８日（金）１５時まで

（２）提出方法　　持参または郵送すること。

（３）提出先　　３（２）と同様とする。

５ 入札方法、入札書の提出および開札に関する事項

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（加算後の金額に１円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（１）提出期限

令和７年１２月１日（月）１０時から令和７年１２月３日（水）１５時まで

（２）提出方法　　持参または郵送すること。

（３）提出先　　３（２）と同様とする。

（４）入札および開札の場所ならびに日時

ア　場所　福井県福井市松本３丁目１６番１０号　福井県職業能力開発協会事務所

イ　日時　令和７年１２月３日（水）１６時

６　落札者の決定の方法

この入札に係る借入物件の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

７　その他

（１）入札保証金および契約保証金　　なし

（２）入札の無効　　福井県職業能力開発協会財務規則による

（３）契約書作成の要否　　要

（４）暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア　受注者は、福井県暴力団排除条例（平成２２年福井県条例第３１号）第５条第２項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ　アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

（５）この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は入札説明書等による。

入　札　説　明　書

デジタル複合機のリースについて

福井県職業能力開発協会

目　　次

1　入札執行者
2　入札に付する事項
3　入札の方法
4　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
5　入札参加資格の確認に関する事項
6　入札説明書等に関する質問書の提出期限、提出先および提出方法
7　入札
8　開札
9　入札の無効
10　再度入札
11　落札者の決定
12　契約書作成の要否および契約条項

別紙　デジタル複合機仕様書
入札参加資格確認申請書
入札書
福井県職業能力開発協会デジタル複合機リース契約書（案）

１　入札執行者
　　福井県職業能力開発協会　会長　梅井　啓介

２　入札に付する事項
（１）リースする物品の名称
　　デジタル複合機のリース
（２）物品の数量
　　１台
（３）物品の仕様
　　別添「デジタル複合機仕様書」のとおり
（４）設置場所
　　福井市松本３丁目１６番１０号　福井県職員会館ビル　福井県職業能力開発協会内
（５）契約期間
　　令和８年４月１日～令和１３年３月３１日
　　ただし、上記契約期間中であっても当会予算の減額または削除があった場合は契約を変更し、または解除することがある。
（６）納入期限等
　　令和８年４月１日８時３０分までに、正常に使用できるように対応すること。
　　また、既存の導入業者と調整し、複合機の不在時間が生じないようにすること。

３　入札の方法
　　一般競争入札による

４　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
　　この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。
（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者でないこと。
（２）この入札に関する業務を履行する能力を有すると認められる者であること。
（３）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
　　ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
　　イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
　　ウ　役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
　　エ　役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
　　オ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

５　入札参加資格の確認に関する事項
　　この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙）を次のとおり提出し、確認を受けなければならない。
（１）申請書の提出期間
　　令和７年１１月２５日（火）１０時から令和７年１１月２８日（金）１５時まで

（２）申請書等の提出先および提出方法

①提出先　　〒９１０－０００３　福井市松本３丁目１６番１０号
福井県職業能力開発協会　総務課

②提出方法　　持参または郵送

（３）結果通知

書面により通知する。

6　入札説明書等に関する質問書の提出期限、提出先および提出方法

（１）提出期限

令和７年１１月２１日（金）１５時まで

（２）提出先および提出方法

①提出先　　〒９１０－０００３　福井市松本３丁目１６番１０号
福井県職業能力開発協会　総務課
ＦＡＸ　０７７６－２７－２０６０

②提出方法　　質問がある場合は書面により、持参、郵送またはファックスのいずれかの方法で提出するものとする。

（３）回答

質問に対する回答は、書面により速やかに質問者に対して行うものとする。

7　入札

（１）入札参加者は、この入札説明書および契約条項を熟読し、遵守すること。

（２）入札説明書等に疑義があるときは、説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（３）入札書に記載する金額は、次のとおりとする。

①モノクロとカラーそれぞれの複写にかかる片面１枚あたりの単価を記載すること。
また、単価に年間使用見込数量を乗じた総価を記載し、これを入札金額とする。
年間使用見込数量については、以下を参考にすること。

［年間使用見込数量］

・モノクロ　　８８，０００枚
・カラー　　２４，０００枚

なお、年間使用見込数量は、令和６年９月から令和７年８月までの実績を基に算出したものであり、枚数を保障するものではない。

②単価は、使用枚数による料金区分を設けず、コピー、プリンタ等を問わず１単価とし、円未満３桁以内とする。

③単価は、複合機の搬入と搬出、設定に要する経費、賃借料金、保守および消耗品代金をすべて含めた額とする。

（４）入札者は、別紙入札書を次の期間内に提出しなければならない。

令和７年１２月１日（月）１０時から令和７年１２月３日（水）１５時まで
なお、入札書には次に掲げる事項を記載すること。

①上記（３）の金額
②物品のメーカー名、型番
③法人名およびその押印、代表者名およびその押印

（５）入札書の提出先および提出方法

５の（２）と同様とする。

（６）落札者の決定にあたっては、入札金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

８　開札

（１）開札日時

令和７年１２月３日（水）１６時００分

（２）開札は、福井県職業能力開発協会事務所において入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

９　入札の無効

福井県財務規則第１５１条に定める場合ほか、虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする。

10　再度入札

開札の結果、落札者がないときは、再度の入札を行う。

11　落札者の決定

（１）この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）前項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

12　契約書作成の要否および契約条項

（１）契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

（２）契約条項は、別添「福井県職業能力開発協会デジタル複合機リース契約書」（案）のとおりとする。

（３）契約は、複写等に係る片面１枚あたりの単価により締結する。

〔 問い合わせ先 〕
総務課　TEL 0776-27-6360

デジタル複合機の仕様書

１　基本仕様・複写機能

（１）ウォームアップタイム　　３０秒以下（室温２３℃）
（２）ファーストコピー　　モノクロ：４．４秒以下、カラー：５．７秒以下
（３）連続複写速度（Ａ４）ヨコ　モノクロ：４５枚以上/分、カラー：４５枚以上/分
（４）解像度　　読み取り６００ｄｐｉ以上、２５６階調以上
　　書き込み１，２００dpi 以上、２５６階調以上
（５）複写サイズ　　Ａ３～Ａ６版（官製はがきサイズ）が複写可能であること
（６）複写倍率　　１％単位任意設定（２５％～４００％）の機能があること
（７）給紙方法　　本体に４段以上のトレイおよび手差しのトレイがあること
（８）給紙容量　　本体：２，４００枚以上、手差しトレイ：１００枚以上
（９）両面コピー機能　　片面→両面、両面→両面、両面→片面の機能があること
(10) その他
・オート用紙選択機能があること
・集約（複数枚を１枚で出力する）機能があること
・ページ番号を印字する機能があること
・設置機器は他で使用履歴がないものであること
・古紙パルプ配合率１００％の紙、裏紙の使用が可能であること
・グリーン購入法の基準に適合していること

２　プリンタ機能

（１）連続プリント速度（Ａ４）　モノクロ、カラーともに基本仕様・複写機能と同じ
（２）解像度　　１，２００×１，２００ｄｐｉ以上、２５６階調以上
（３）対応プロトコル　　ＴＣＰ／ＩＰ
（４）ＬＡＮ接続　　１０００ＢＡＳＥ－Ｔ／１００ＢＡＳＥ－ＴＸ／１０ＢＡＳＥ－Ｔ
　　Ｗｉｎｄｏｗｓ１１に対応すること
（５）その他　　両面印刷機能があること

３　スキャナ機能

（１）スキャン機能　　カラー
（２）スキャンスピード　　モノクロ：７０枚以上/分、カラー：７０枚以上/分
（３）解像度　　基本仕様・複写機能と同じ
（４）ＰＣ保存　　ＰＤＦ形式で保存が出来ること

４　ファックス機能

（１）送受信サイズ　　Ａ３が可能であること
（２）伝送時間　　１～２秒台

５　保守内容

（１）保守点検等の内容　　設置機器の修理、点検および消耗品の交換と回収
（２）機器の点検および修理　　定期的に各機器の点検、消耗品の確認を実施するとともに、修理の連絡があった場合は、概ね６０分以内に、到着できる体制が確立されていること。
　　平日午前９時から午後５時までの間は、連絡の受付体制が整っていること。

入札参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

福井県職業能力開発協会
会長　　梅井　啓介　　様

所在地

氏名または法人名　　印

代表者名　　印

　私は、令和７年１１月１０日に公示されたデジタル複合機のリースに係る入札への参加を申請します。
　また、参加する入札に類似した実績が下記のとおりあり、本件契約を履行する能力があることを示します。
　なお、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格に関する事項について全て要件を満たしており、複合機納入後は仕様書に示されたとおり保守業務を行うことを誓約します。

記

参加する入札		福井県職業能力開発協会デジタル複合機のリース
類似した実績		
1	発注者	
	内容等	
	契約金額	
2	発注者	
	内容等	
	契約金額	

（注）契約実績は官公庁との契約実績を優先して記入すること。

入　札　書

令和　　年　　月　　日

福井県職業能力開発協会
　会長　梅井　啓介　様

所在地

法人名

印

代表者名　　印

入札説明書に定められた事項を承諾の上、下記のとおり入札します。

入札に付する事項　：デジタル複合機のリース

メーカーおよび機種：

金額
＜単価＞

モノクロ片面１枚あたり　　円

カラー　片面１枚あたり　　円

＜単価に年間使用見込数量を乗じた総価＞（落札者を選定する金額です。）

年間使用見込数量：モノクロ８８，０００枚およびカラー２４，０００枚

円

福井県職業能力開発協会デジタル複合機リース契約書

福井県職業能力開発協会（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、次の条項によりデジタル複合機（以下「複合機」という。）のリースについて契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　乙は、その所有する次に掲げる複合機を甲の使用に供し、複合機を常時適切かつ正常な状態で稼働できるよう保守を行うとともに、複写等に必要な消耗品（用紙を除く。）を供給するものとし、甲は、これに対し料金を支払うものとする。

物件名

設置場所　　福井県職業能力開発協会内

（契約期間）

第２条　契約期間は令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとする。

２　前項にかかわらず、上記契約期間中であっても甲の予算の減額または削除があった場合は契約を変更し、または解除することがある。

（料金単価）

第３条　料金単価は、モノクロ１カウントあたり　　円、フルカラー１カウントあたり　　円とする。

（契約保証金）

第４条　契約保証金は免除する。

（料金の請求）

第５条　乙は、甲とともに毎月末日に複合機に設置した記録計により検認した正常な出力枚数に、第３条の料金単価を乗じて算出した額（当該算出額に１円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）に消費税および地方消費税相当額を加算して、甲に対し請求するものとする。

２　前項の請求額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

３　乙の責めに帰すべき不良複写枚数および乙が複合機の点検または調整のために使用した複写枚数は、前項の料金の対象としないものとする。

（料金の支払）

第６条　甲は、乙が発行した適法な請求書を受理した日から３０日以内に料金を支払うものとする。

２　甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに賃貸借料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

（複合機の保守）

第７条　乙は、複合機を常に良好な状態で使用できるようその保守を行うものとする。

２　乙は、前項の保守を行うため、必要に応じて技術員を設置場所に派遣して、点検

および調整を行わなければならない。
３　乙は、複合機が故障した場合は、甲の請求により直ちに技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

（料金以外の保守費用）
第８条　乙は、次の各号の原因により複合機が故障または損傷した場合には、第５条の料金とは別に複合機の保守に要する費用を甲に請求することができる。
（１）乙の指定する技術員以外の者による改造、修理、分解および加工
（２）故意または重大な過失など甲の責めに帰すべき事由

（消耗品の供給）
第９条　乙は、常に良質な複写を維持できるよう、トナー、ドラム等複写に必要な消耗品を甲に円滑に供給しなければならない。
２　その他の消耗品については、乙の指定する者の巡回または甲の申し出によって予備の不足を知った場合、乙は当該消耗品を供給する。

（所有権）
第10条　複合機および消耗品の所有権は、乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用する。
２　甲は、複合機および消耗品が乙の所有であることを示す標示等を損傷したり、消耗品を他に流用してはならない

（権利義務の譲渡等の禁止）
第11条　乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

（管理）
第12条　甲は、この契約期間中契約物件を善良な管理のもと使用しなければならない。

（保険の付与）
第13条　乙は、この契約期間中継続して、乙の負担により契約物件に損害補償保険を付与するものとする。

（契約の解除）
第14条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
（１）その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
（２）この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
（３）契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
（４）契約の解除を申し出たとき。
（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。）第２条第６号に規定する暴力団員または同条第２号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

（違約金等）
第15条　前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として料金単価に予

定数量を乗じて得た金額から履行済の金額を控除した額の１００分の１０に相当する金額を甲に支払うものとする。

２　前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

（損害賠償請求権）

第16条　甲または乙は、契約の解除により相手方に損害を与えたときは、その相手方に対し損害賠償の責を負うものとする。

（契約物件の返還）

第17条　甲は、契約期間が満了したときまたは契約解除により契約が終了したときは、使用している契約物件を借受場所において現状のまま速やかに乙に返還する。

２　乙は、返還を受けた契約物件を乙の負担において速やかに撤去するものとする。

（秘密の保持）

第18条　乙は、賃貸借契約実施中に知り得た秘密および甲の業務で一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

（グリーン購入）

第19条　乙は賃貸借契約の実施において物品等を調達する場合、「福井県グリーン購入推進方針（平成１３年４月２７日策定）」に準拠し、環境物品等の調達に努めるものとする。

（疑義等の決定）

第20条　この契約に定めのない事項またはこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（紛争等の解決）

第21条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１審の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書２通作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　福井県福井市松本３丁目１６番１０号
福井県職業能力開発協会
会長　　梅　井　　啓　介

乙